平成２６年（フ）第１８７号
川崎市多摩区南生田６丁目７番１―305号
債務者　遠藤　　稔
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
川崎市宮前区有馬３丁目23番９号　グリーンハイツ仲Ｃ―203
債務者　深山今津子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
川崎市川崎区日進町26番地３　吉田屋
債務者　植木　高幸
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番18―102号　有馬第一団地
債務者　半澤　幸江
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９４５号
横浜市南区宿町２丁目31番地　マリオン横浜・花ノ木301号室
債務者　信夫　　晃
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９０号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目４番22号　サブリナ202
債務者　齋藤　大輔
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２０号
横浜市港北区大倉山７丁目37番18―402号
債務者　上村　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２５号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目10番７号　サンハイツＢ201
債務者　高橋　尚子（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２５号
横浜市青葉区美しが丘５丁目21番地10　ハイツ菊203
債務者　大橋　敏夫
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３４号
横浜市南区中村町５丁目319番地３　ワコーレ吉野町ガーデン303号
債務者　田中　拓也
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２４号
島根県出雲市万田町692番地２特別養護老人ホーム万田の郷、破産手続開始決定時の住所　島根県出雲市河下町1539番地５
破産者　ショッピングセンターわにぶちこと　金築　正博
1　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
2　一般調査期日　平成26年９月９日午後３時
平成26年７月17日　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１９０号
長崎県佐世保市谷郷町11番２号
破産者　被相続人亡中島理砂の相続財産
1　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
2　一般調査期日　平成26年９月12日午後１時30分
平成26年７月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
宮崎県小林市北西方2004番地２
破産者　大迫　優一
1　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
2　一般調査期日　平成26年10月１日午前10時
平成26年７月16日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５９６８号
大阪市東成区玉津２丁目７番４号
破産者　川本　秀美
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月29日午後３時
平成26年７月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００号
大阪市平野区加美北８丁目４番10号
破産者　株式会社イズミ製作所
1　破産債権の届出期間　平成26年８月19日まで
2　一般調査期日　平成26年９月18日午後３時
平成26年７月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２号
神戸市東灘区御影中町２丁目１番８号　御影センタービル302号、従前の住所神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティ１号棟409号
破産者　石田　善一
1　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで
2　一般調査期日　平成26年９月17日午前10時
平成26年７月16日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１６号
和歌山市狐島552番地　島本アパート
破産者　鬼束　元子（旧姓中村）
1　破産債権の届出期間　平成26年８月21日まで
2　一般調査期日　平成26年10月６日午前10時20分
平成26年７月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係